

コミュニティ みなと未来 規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、コミュニティ みなと未来（以下「本会」という。）と称し、事務所を港地区コミュニティセンター内（豊岡市氣比 2435 番地）に置く。

(目的)

第2条 本会は、港地区内の住民及び各種団体等に係る共通の課題の解決を図り、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化・スポーツ活動の振興に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関すること。
- (3) 福祉の向上に関すること。
- (4) 防災・防犯活動の推進に関すること。
- (5) 地域振興の推進に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(組織)

第4条 本会は、港地区内の住民、地区組織等をもって構成する。

2 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

3 本会に「運営審議委員会」を設置し、別に設置要綱を定める。

(総会)

第5条 総会は、本会の役員と代議員により構成する。

2 代議員は、各区長、部会員及び地区組織等の構成員とする。

3 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

4 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 役員の選任・解任に関すること。
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他本会の運営に関すること。

5 総会は公開とし、港地区内の住民、地区組織等で希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

第6条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第7条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員は、区から推薦された者及び地区組織等から推薦された者とする。
- 4 部会長及び副部会長は、区長会の推薦又は部会員により選任する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会は、次のとおりとする。
 - (1) 総務・広報部会
 - (2) 文化教養部会
 - (3) 体育厚生部会
 - (4) 女性部会
 - (5) 福祉部会
 - (6) 防災・防犯部会

第3章 役 員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名 区長会の推薦により選出
- (3) 監事 2名
- (4) 部会長 6名
- (5) 副部会長 若干名

2 役員会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第9条 会長は、区長会が推薦し、総会で承認する。

- 2 副会長は区長会が推薦し、総会で承認する。
- 3 監事は、区長会1名、地区館長1名より選出し、総会で承認する。
- 4 部会長、副部会長は、総会で承認する。

(役員の任務)

第 10 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会計及び会務の執行状況を監査し、総会で報告する。
- (4) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 12 条 本会の事務及び会計を処理するために事務局を置くこととし、地域マネージャーをこれに充てる。

第 5 章 会 計

(経費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、交付金、補助金、負担金、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 その他

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 2 月 24 日に制定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、一部改正し、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

この規約は、一部改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。